

相模原市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和6年3月21日

相模原市長 本村 賢太郎

## 相模原市条例第23号

相模原市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)の規定に基づき、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第12条第1項に規定する女性自立支援施設(以下「女性自立支援施設」という。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(設備及び運営)

第2条 次条に定めるもののほか、社会福祉法第65条第1項の規定に基づき条例で定める女性自立支援施設に係る基準は、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準(令和5年厚生労働省令第36号)に定める基準の例による。

(暴力団排除)

第3条 女性自立支援施設の長は、暴力団員等(相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。次項において「暴力団排除条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

2 女性自立支援施設は、その運営について、次に掲げるものから支配的な影響を受けてはならない。

(1) 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団

(2) 暴力団員等

(3) 暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等

(4) 暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。  
(相模原市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)
- 2 相模原市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 3 1 年相模原市条例第 1 6 号)は、廃止する。